



茨城県報

第 2 0 0 7 号

平成20年 8 月28日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県農業協同組合検査規則及び茨城県水産業協同組合検査規則の一部を改正する規則 (農業経済課)	2
--	---

告 示

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2件) (障害福祉課)	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (更生医療及び育成医療) の指定 (障害福祉課)	3
指定自立支援医療機関 (更生医療及び育成医療) の辞退 (障害福祉課)	3
大規模小売店舗の変更の届出 (2件) (中小企業課)	3
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2件) (中小企業課)	5
茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課)	7
臨時種畜検査の実施 (畜産課)	9
定款変更の認可 (2件) (農村計画課)	9
土地改良事業の変更の認可 (農村計画課)	9
道路の区域の変更 (道路維持課)	9
道路の供用の開始 (道路維持課)	10
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (河川課)	10
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課)	11
土地改良区役員の就退任 (2件) (土地改良事務所)	11
土地改良区役員の退任 (2件) (土地改良事務所)	14
土地改良事業の工事の完了 (土地改良事務所)	14

公 告

第41期茨城県労働委員会労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦 (労働政策課)	15
県営土地改良事業計画の変更 (5件) (農村計画課)	17
基幹道路の整備事業の着手 (道路建設課)	19
基幹道路の整備事業の一部完了 (道路建設課)	19
開発行為の工事完了 (建築指導課)	19
道路の位置の指定 (建築指導課)	20

規 則

茨城県規則第63号

茨城県農業協同組合検査規則及び茨城県水産業協同組合検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県農業協同組合検査規則及び茨城県水産業協同組合検査規則の一部を改正する規則

(茨城県農業協同組合検査規則の一部改正)

第 1 条 茨城県農業協同組合検査規則 (昭和44年茨城県規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条及び別記様式中「及び犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成19年法律第22号) 第14条」を「, 犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成19年法律第22号) 第14条及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 (平成19年法律第133号) 第36条第 1 項から第 5 項まで」に改める。

(茨城県水産業協同組合検査規則の一部改正)

第 2 条 茨城県水産業協同組合検査規則 (平成 4 年茨城県規則第84号) の一部を次のように改正する。

第 1 条及び別記様式中「及び犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成19年法律第22号) 第14条」を「, 犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成19年法律第22号) 第14条及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 (平成19年法律第133号) 第36条第 1 項から第 5 項まで」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に交付された第 1 条の規定による改正前の茨城県農業協同組合検査規則別記様式による証票は、同条の規定による改正後の茨城県農業協同組合検査規則別記様式による証票とみなす。
- 3 この規則の施行前に交付された第 2 条の規定による改正前の茨城県水産業協同組合検査規則別記様式による証票は、同条の規定による改正後の茨城県水産業協同組合検査規則別記様式による証票とみなす。

告 示

茨城県告示第1157号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により告示する。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0810300285	居宅介護事業所 株式会社K - ウ ィンズ	土浦市中央 2 丁目 2 - 6 マーキュリー ビル 3 階	株式会社K - ウ ィンズ	土浦市中央 2 丁目 2 - 6 マーキュリ ービル 3 階	平成20年 9 月 1 日	居宅介護 重度訪問介護

茨城県告示第1158号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条

第 1 号の規定により告示する。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0833000052	行方市社協障害者相談支援事業所	行方市玉造甲403番地	社会福祉法人行方市社会福祉協議会	行方市玉造甲403番地	平成20年 8月1日	相談支援

茨城県告示第1159号

次の医療機関等について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）の指定をしたので告示する。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担 当 する 医療の種類	主として担当する 医師の氏名, 管理 薬剤師の氏名	指 定 年月日
医療法人社団明厚会大石内科クリニック	土浦市大岩田2472	腎臓	大石 明	平成19年 5月1日
有限会社つくば薬局	筑西市下川島826 - 39	薬局（調剤）	古藤 綾香	平成20年 8月1日

茨城県告示第1160号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき指定を受けた、指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）から、同法第65条の規定により次のとおり辞退する旨の届出があった。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担 当 する 医療の種類	主として担当する 医師の氏名, 管理 薬剤師の氏名	辞 退 年月日
医療法人社団青洲会神立病院	土浦市神立中央5 - 11 - 2	腎臓	高野 勝久	平成20年 7月1日
みすず薬局 田彦店	ひたちなか市東石川3444 - 8	薬局（調剤）	尾上 清美	平成20年 1月31日

茨城県告示第1161号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労働課に到着するように提出してください。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ジョイフルカンパニー

代表取締役 本 田 昌 也

(2) 住所

土浦市富士崎一丁目16番 1 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田守谷店

守谷市松ヶ丘 3 丁目 8 番 外

(2) 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数および位置

(変更前) 32箇所

(変更後) 35箇所

(3) 変更する年月日

平成20年 8 月 8 日

(4) 変更する理由

施設計画の変更のため

3 届出年月日

平成20年 8 月 7 日

茨城県告示第1162号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 小 濱 裕 正

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ジョイフルカンパニー

代表取締役 本 田 昌 也

(2) 住所

土浦市富士崎一丁目16番 1 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田守谷店

守谷市松ヶ丘 3 丁目 8 番 外

(2) 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数および位置

(変更前) 32箇所

(変更後) 35箇所

(3) 変更する年月日

平成20年 8 月 8 日

(4) 変更する理由

施設計画の変更のため

3 届出年月日

平成20年 8 月 7 日

茨城県告示第1162号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 小 ■ 裕 正

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ学園店

つくば市竹園 2 丁目12 - 1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置

イ 駐車場の自動車の出入口の位置

(3) 変更する年月日

平成20年 8 月27日

(4) 変更する理由

駐車場用地返却のため

3 届出年月日

平成20年 8 月12日

茨城県告示第1163号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ鮎川店

日立市鮎川町四丁目 1 番 8 号 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成20年 6 月16日

イ 変更した事項

(ア) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 60台

(変更後) 102台

(イ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 56m²

(変更後) 76m²

(ウ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 35m³

(変更後) 39m³

(3) 届出年月日

平成20年 6 月 2 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1164号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンユーストアー日立東町店

日立市東町 4 丁目47 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成20年 7 月 3 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社サンユーストアー	北茨城市磯原町磯原 1 - 127	伊 藤 尚 武

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年 2 月15日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,543m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 155台
- (イ) 駐輪場の収容台数 40台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 290m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 56m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (開店時刻) 午前 9 時30分
 - (閉店時刻) 午後10時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前 9 時 ~ 午後10時15分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
 - 3 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 7 時 ~ 午後 7 時

キ 届出年月日

平成20年 6 月12日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
日立市	ア 車両出入り口は、出入り口 及び出入り口 のみに限定するよう配慮されたい。 イ 出入り口 については、歩行者及び自転車等の専用出入り口とするよう配慮されたい。 ウ 交通整理員の適切な配置、案内表示の設置ほか、繁忙期にも対応できる駐車場の適正配置など安全対策を徹底されたい。	ア 出入り口 が住宅地と近接しているため。 イ 出入り口 が住宅地と近接しているため。 ウ 効率的で円滑且つ安全な交通の確保のため。
	ア 搬入車両出入り口のある道路については、周辺住民に周知するとともに、早朝深夜の騒音等についても配慮されたい。	ア 周辺住民に与える騒音等の影響を最小限に抑えるため。
	ア 廃棄物不法投棄があったときは、自社にて適正に処理されたい。 イ ペットボトル、紙箱類、プラスチック製容器包装など資源物の拠点回収場所として協力されたい。	ア 不法投棄防止のため。 イ 市民の利便性、更なる資源物の回収のため。

茨城県告示第1165号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程（平成 3 年茨城県告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

貸付期間	融資機関	資 金 種 類		加工流通施設整備資金		保健機能増進施設整備資金	
		貸付対象者		A		A	
		B		貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分	貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分
6 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.20%	年0.95%	年0.70%	年1.45%	年1.20%	年0.95%
	上記以外の場合	年0.40%	年0.15%	-	年0.65%	年0.40%	年0.15%

6 年を超え 7 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.20%	年0.95%	年0.70%	年1.45%	年1.20%	年0.95%
	上記以外の場合	年0.40%	年0.15%	-	年0.65%	年0.40%	年0.15%
7 年を超え 8 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.20%	年0.95%	年0.70%	年1.45%	年1.20%	年0.95%
	上記以外の場合	年0.40%	年0.15%	-	年0.65%	年0.40%	年0.15%
8 年を超え 9 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.20%	年0.95%	年0.70%	年1.45%	年1.20%	年0.95%
	上記以外の場合	年0.40%	年0.15%	-	年0.65%	年0.40%	年0.15%
9 年を超え 10 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.20%	年0.95%	年0.70%	年1.45%	年1.20%	年0.95%
	上記以外の場合	年0.40%	年0.15%	-	年0.65%	年0.40%	年0.15%
10 年を超え 11 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.20%	年0.95%	年0.70%	年1.45%	年1.20%	年0.95%
	上記以外の場合	年0.40%	年0.15%	-	年0.65%	年0.40%	年0.15%
11 年を超え 12 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.20%	年0.95%	年0.70%	年1.45%	年1.20%	年0.95%
	上記以外の場合	年0.40%	年0.15%	-	年0.65%	年0.40%	年0.15%
12 年を超え 13 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.20%	年0.95%	年0.70%	年1.45%	年1.20%	年0.95%
	上記以外の場合	年0.40%	年0.15%	-	年0.65%	年0.40%	年0.15%
13 年を超え 14 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.15%	年0.90%	年0.65%	年1.40%	年1.15%	年0.90%
	上記以外の場合	年0.35%	年0.10%	-	年0.60%	年0.35%	年0.10%
14 年を超え 15 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.15%	年0.90%	年0.65%	年1.40%	年1.15%	年0.90%
	上記以外の場合	年0.35%	年0.10%	-	年0.60%	年0.35%	年0.10%

(注) 1 「A」とは、「B」に掲げる会社以外の者をいう。

2 「B」とは、資本金の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする場合は5千万円、卸売業を主たる事業とする場合は1億円)を超え、かつ、その常時使用する従業員の数が300人(小売業を主たる事業とする場合は50人、サービス業又は卸売業を主たる事業とする場合は100人)を超える会社をいう。

(2) 生活環境施設整備資金の利子補給率

融資機関	貸付対象者	農 林 漁 業 者	農 業 協 同 組 合 等
	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合		年1.25%
上 記 以 外 の 場 合		年0.45%	年0.45%

(注) 「農業協同組合等」とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組織する団体又はガイドライン第 3 の 1

の(3)に規定する第 3 セクターをいう。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成20年 8 月20日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第1166号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第 4 条第 1 項第 2 号及び家畜改良増殖法施行規則第 2 条第 2 項の規定により、臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

検査年月日	検 査 場 所
平成20年 9 月24日	常陸大宮市東野3700 家畜センター肉用牛研究所

茨城県告示第1167号

茎崎村外五ヶ町村土地改良区から平成20年 7 月10日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成20年 8 月20日認可した。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1168号

大須賀津土地改良区から平成20年 4 月25日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成20年 8 月20日認可した。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1169号

大須賀津土地改良区から平成20年 4 月25日付けで申請のあった土地改良事業（維持管理事業）の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定により、平成20年 8 月20日認可した。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年 8 月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道

2 路 線 名 山内上小瀬線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸大宮市小瀬沢字黒河内1209番 1 地先から 常陸大宮市小瀬沢字百目木10番 2 地先まで	旧	メートル 最大 17.0 最小 5.0	メートル 1,140	
		新	最大 36.0 最小 10.0	1,140

茨城県告示第1171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成20年 8 月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 山内上小瀬線

- 2 供用開始の区間 常陸大宮市小瀬沢字黒河内1207番 2 地先から
常陸大宮市小瀬沢字黒河内1190番 3 地先まで
常陸大宮市小瀬沢字黒河内1196番 1 地先から
常陸大宮市小瀬沢字黒河内1195番 1 地先まで
常陸大宮市小瀬沢字三ヶ草1054番 1 地先から
常陸大宮市小瀬沢字三ヶ草1060番地先まで

3 供用開始の期日 平成20年 8 月28日

茨城県告示第1172号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課（ダム砂防室）及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 区域の名称

会瀬 - 2 地区 急傾斜地崩壊危険区域

2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱13号までを順次結んだ線、及び標柱13号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた区域

市郡名	町村名	大字名	字名	地 番	標柱番号	備 考
日立市		会瀬町 1 丁目		市道3621号線		
"		"		409		
"		"		410		
"		"		403		
"		"		406		
"		"		408		

茨城県告示第1173号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、日立市東滑川土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 日立市東滑川土地区画整理組合

事 業 所 の 所 在 地 日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号

実 施 施 行 期 間 自 平成 6 年12月 1 日

至 平成21年 3 月31日

施 行 地 区 日立市東滑川町一丁目、本宮町五丁目、滑川町一丁目、本宮町四丁目の各一部

設 立 認 可 の 年 月 日 平成 6 年12月 1 日

2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 平成 6 年12月 1 日

至 平成22年 3 月31日

3 変更認可の年月日 平成20年 8 月28日

茨城県告示第1174号

稲敷市江戸崎甲2148番地の 2 に事務所を置く湖南土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年 8 月28日

茨城県稲敷土地改良事務所長 羽 生 武 雄

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	宮 本 善 助	稲敷市信太古渡560番地
"	舟 串 保	" 柏木79番地
"	大 津 文 夫	" 佐倉1315番地
"	武 藤 彰 男	" 信太古渡559番地
"	飯 島 武	" " 577番地
"	飯 島 正 治	" " 595番地 1

職 名	氏 名	住 所
理 事	富 田 良 雄	稲敷市信太古渡88番地 7
"	武 藤 武 郎	" " 547番地
"	塚 本 宏	" 佐倉1055番地 3
"	川 崎 吉 郎	" 鳩崎1590番地
"	諸 岡 晴 夫	" " 1555番地 2
"	朝 比 富士雄	" " 1591番地
"	宮 本 良 夫	" 佐倉2837番地
"	糸 賀 晴 夫	" 鳩崎1301番地 2
"	小 泉 登 志	" " 463番地 1
"	糸 賀 正 徳	" " 347番地
"	黒 田 宣 勝	" " 520番地
"	船 串 明	稲敷郡美浦村大字受領191番地
"	木 村 式 男	" " 大字信太1856番地
"	小 澤 武 夫	" " 大字大谷1471番地
監 事	石 井 廣 司	稲敷市信太古渡520番地
"	村 崎 茂	" 鳩崎1058番地
"	川 崎 水 男	" " 367番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	宮 本 善 助	稲敷市信太古渡560番地
"	飯 島 武	" " 577番地
"	飯 島 正 治	" " 595番地 1
"	石 井 廣 司	" " 520番地
"	親 見 武	" " 535番地
"	武 藤 武	" " 552番地
"	塚 本 芳 男	" 佐倉1539, 1540合併番地
"	秋 山 順 一	" " 2830番地
"	糸 賀 正 一	" 鳩崎1603番地
"	糸 賀 正 治	" " 1398番地
"	野 口 英 世	" " 1413番地 1
"	諸 岡 晏	" " 1809番地
"	糸 賀 弘	" " 338番地
"	黒 田 宣 勝	" " 520番地
"	高 山 昌 男	" " 20番地 3
"	小 澤 明	稲敷郡美浦村大字大谷1685番地
"	小 澤 武 夫	" " 大字大谷1471番地
"	清 原 行 雄	" " 大字信太1593番地

職 名	氏 名	住 所
監 事	川 崎 浩	稲敷市鳩崎349番地
"	宮 本 伸 一	" 信太古渡562番地
"	秋 山 一	" " 1600番地 1

茨城県告示第1175号

石岡市大字石川1123の 1 に事務所を置く関川霞土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年 8 月28日

茨城県土浦土地改良事務所長 長 洲 仁

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	清 司 元 可	石岡市石川847番地 4
"	野 村 敏 行	" 東田中1513番地22
"	中 村 剛	" 石川778番地 1
"	磯 山 一 弥	" " 869番地
"	飯 田 篤 志	" " 1938番地
"	富 田 隆	" " 1360番地
"	渡 邊 都樹泰	" 井関80番地
"	坂 本 登美雄	" " 1189番地
"	藤 田 勝 実	" " 984番地 1
"	吉 岡 てる子	" " 1500番地
"	堀 越 雅 順	" " 171番地
"	小松崎 儀 也	" " 2242番地
"	樺 木 照 明	小美玉市下玉里1238番地
"	原 田 憲 一	" 高崎787番地
"	高 野 忠 男	かすみがうら市穴倉3315番地
監 事	田 口 保 雄	石岡市井関83番地
"	貝 塚 松 夫	" " 2159番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	清 司 元 可	石岡市石川847番地 4
"	高 塚 利 通	" 三村6246番地 1
"	大 野 芳 一	" 石川909番地
"	磯 山 精 一	" " 919番地
"	富 田 一 也	" " 2091番地
"	飯 田 聡	" " 1397番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	柴 崎 益 男	石岡市井関76番地
"	鈴 木 健	" " 1044番地
"	小松崎 章	" " 195番地
"	坂 本 國 光	" " 1578番地
"	小松崎 武 男	" " 2229番地 2
"	小松崎 英 治	" 正上内 8 番地13
"	福 本 文 男	小美玉市下玉里1334番地21
"	矢 口 幸 雄	" 高崎834番地 5
"	富 田 賢 司	かすみがうら市穴倉3316番地 2
監 事	鈴 木 健 二	石岡市井関966番地
"	柴 崎 亞 生	" " 73番地

茨城県告示第1176号

東茨城郡城里町大字石塚2065番地の 7 に事務所を置く常北土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年 8 月28日

茨城県水戸土地改良事務所長 根 本 進

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	所 孝 治	東茨城郡城里町大字下青山502番地

茨城県告示第1177号

那珂市菅谷4456番地 9 に事務所を置く那珂中部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年 8 月28日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 川 久 保 隆

退 任

職 名	氏 名	住 所
監 事	櫻 村 耕 雄	那珂市静400番地

茨城県告示第1178号

平成14年 7 月26日付け銚土改指令第 8 号をもって同意のあった、銚田市が行う基盤整備促進事業（農道整備）鹿田中通地区については、平成19年 2 月28日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成20年 8 月28日

茨城県銚田土地改良事務所長 小 室 清

公 告

第41期茨城県労働委員会労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦

第40期茨城県労働委員会委員の任期が平成20年11月30日をもって満了となるので、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び同法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、第40期委員を任命したので、茨城県の区域内のみに組織を有する労働組合及び使用者団体は、次の要項により労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦願います。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

第41期茨城県労働委員会委員候補者推薦要項

1 推薦する者の資格

- (1) 労働者委員の候補者を推薦する資格のある者は、茨城県の区域内のみに組織を有する労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。

なお、連合団体である労働組合（単なる連絡機関又は協議体は除く。）とそれに加盟する労働組合が、共に茨城県の区域内のみに組織を有するときは、両者別々に推薦することができること。

- (2) 使用者委員の候補者を推薦する資格のある者は、茨城県の区域内のみに組織を有し、主として労働問題に関する事務をその業務とするか、又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体であること。

2 推薦される者の資格

- (1) 労働組合法第19条の4第1項の規定に該当する次の者は、委員となることができない。

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

- (2) 公務員が委員に就任する場合は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第101条及び第104条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条及び第38条の規定によって兼職禁止及び職務専念の義務並びに他の事業又は事務の関与制限等の規定の適用を受ける。

3 推薦の手続き

- (1) 推薦しようとする労働組合は、推薦書（様式第1号）及び候補者の履歴書にその労働組合が労働組合法の規定に適合する旨の労働委員会の証明書を添付して推薦すること。

- (2) 推薦しようとする使用者団体は、推薦書（様式第2号）及び候補者の履歴書にその団体の定款又は団体規約等を添付して推薦すること。

4 推薦する委員の候補者数

候補者の数は、制限しない。

5 推薦できる期間

平成20年 9 月18日から平成20年10月17日まで

6 推薦書等の提出先

茨城県商工労働部労働政策課（水戸市笠原町978番6）あて提出すること。

様式第 1 号

平成20年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

所 在 地

労働組合名

㊤

代 表 者 名

第41期茨城県労働委員会委員候補者推薦書

労働組合法第19条の12第3項及び同法施行令第21条第1項の規定により、茨城県労働委員会の第41期労働者委員候補者として、次の者を推薦いたします。

氏 名	生年月日	所属労働組合及びその地位	所属職場及びその地位	賞罰の有無	略 歴

様式第 2 号

平成20年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

所 在 地

使用者団体名

㊤

代 表 者 名

第41期茨城県労働委員会委員候補者推薦書

労働組合法第19条の12第3項及び同法施行令第21条第1項の規定により、茨城県労働委員会の第41期使用者委員候補者として、次の者を推薦いたします。

氏 名	生年月日	所属会社及びその地位	賞罰の有無	略 歴

県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営緒川地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業・暗渠排水）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の3において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服があるときは、同法第87条の3において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営緒川地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業・暗渠排水）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年 8 月29日から平成20年 9 月29日まで

3 縦覧の場所

茨城県常陸太田土地改良事務所

県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営緒川地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業・農業用排水）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の3において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服があるときは、同法第87条の3において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営緒川地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業・農業用排水）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年 8 月29日から平成20年 9 月29日まで

3 縦覧の場所

茨城県常陸太田土地改良事務所

県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営緒川地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業・農道整備）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の3において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服があるときは、同法第87条の3

において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営緒川地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業・農道整備）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年 8 月29日から平成20年 9 月29日まで

3 縦覧の場所

茨城県常陸太田土地改良事務所

~~~~~  
県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営緒川地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業・ほ場整備）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の3において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服があるときは、同法第87条の3において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営緒川地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業・ほ場整備）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年 8 月29日から平成20年 9 月29日まで

3 縦覧の場所

茨城県常陸太田土地改良事務所

~~~~~  
県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営釜井地区土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の3において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服があるときは、同法第87条の3において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営釜井地区土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年 8 月28日から平成20年 9 月26日まで

3 縦覧の場所

茨城県稲敷土地改良事務所

基幹道路の整備事業の着手

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第 1 項の規定により基幹道路の整備事業を次のとおり着手する。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の日
城里町道 岩下倉見線	東茨城郡城里町大字塩子559 - 1 から " 491まで	道路改良	平成20年 8 月28日

基幹道路の整備事業の一部完了

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第 1 項の規定により基幹道路の整備事業を次のとおり完了した。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の日
城里町道 岩下倉見線	東茨城郡城里町大字塩子559 - 1 から " 257まで	道路改良	平成20年 8 月28日

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

笠間市旭町字旭台46番 1, 同番17, 同番18, 同番19, 同番20, 58番 2, 同番 9, 同番12, 同番13, 同番14, 同番15, 同番16, 同番17, 59番 1, 同番 2, 同番 5, 同番 6, 同番 7, 同番 8, 同番 9, 同番10, 同番11, 同番12, 74番 5

2 事業主の住所及び氏名

笠間市東平四丁目 5 番44号

伸光不動産(株)

(代)鈴木 伸 岳

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第 246 号	平成20年 8 月20日	箕川 澄江	常陸大宮市泉495	常陸大宮市抽ヶ台町 2941番25	メートル 4.20	メートル 29.82

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)